

議案第25号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第25号について、ご説明いたします。当議案は、教育長の給与の改定にかかるものでございます。

2ページをお願いします。

1の改正を必要とする条例は、記載のとおりです。

2の改正の趣旨は、令和7年に大津市特別職報酬等審議会に諮問した市長、副市長の給与及び議員報酬についての審議会からの答申に基づいて、改定を行うものです。

3の改正の内容について、教育長の給料は副市長の改定率を準用し改定を行うことを通例としており、今回も審議会から答申された副市長の改定率と同率である2.425%の増額改定としています。

3ページをお願いします。

給料の改定額は、表のうち青枠のとおりです。

4の施行日については、令和8年4月1日施行としております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。